

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和4(2022)年度第1回みよし市男女共同参画審議会		
開催日時	令和4(2022)年8月1日(月)午前10時30分から午前11時45分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室1・2・3		
出席者	<p>(会長) 田代 景子(東海学園大学経営学部教授) (副会長) 伊藤 欽治(みよし市区長会代表(明知下行政区区長)) (委員) 岡本 信一郎(みよし市小中学校校長会代表(北中学校校長)) 宇賀神 光行(みよし市民生児童委員協議会副会長) 久野 美知代(JAあいち豊田女性部三好支部支部長) 酒井 直美(みよし商工会女性部副部長) 岡本 和子(市民委員) 〔欠席委員〕 野口 尚子(みよし市社会教育委員会委員) 湊 裕(連合愛知豊田地域協議会事務局長) 宮代 カレン(在住外国人(三好丘桜))</p> <p>(事務局) 小山祐市長、岡田市民協働部長、山田市民協働部次長兼協働推進課長、 瀧元協働推進課副主幹、伊豆原協働推進課主任主査、農崎協働推進課 主事</p> <p>傍聴者 0名 欠席者 3名</p>		
次回開催予定日	令和4(2022)年9月5日		
問合せ先	協働推進課 担当者名 伊豆原 電話 0561-32-8025 ファクシミリ 0561-76-5702 メール kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	—
審議経過	<p>○協働推進部次長：皆様おはようございます。本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。定刻となりましたのでただいまより令和4年度第1回みよし市男女共同参画審議会を開催いたします。開会にあたりまして礼の交換をしたいと存じますので、恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">～一同起立、礼～</p> <p>ご着席ください。 なお、本日の会議につきましては、みよし市男女共同参画推進条例</p>		

第18条の規定によりまして開催する会議でございます。また、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第6条の規定によりまして、本日の会議の全部を公開としておりますのでご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、傍聴の人数につきましては、本日はございませんでした。

初めに、今回の審議会からみよし市区長会代表の伊藤欽治様、みよし市立小中学校校長会代表の岡本信一郎様が、新しく委員となりますので、市長の小山祐より委嘱状を交付させていただきたいと存じます。恐れ入りますが2人の委員につきましてはその場でご起立をお願いいたします。

～委嘱状 交付～

2人の委員はご着席ください。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは初めに市長の小山祐より、皆様方にご挨拶を申し上げます。

○市長：改めまして皆さんこんにちは。ご紹介をいただきました市長の小山祐でございます。本日は皆様大変お忙しい中、男女共同参画審議会にご参加をいただきましてありがとうございます。そして、今、委嘱状を交付させていただきました。新たに委員に就任いただきましたお2人の方におかれましては、また今後ともお力添え賜いますことをお願い申し上げたいと思います。そして、継続して引き受けていただいている皆様方、今までも様々な議論を行っていただいたと思っております。また今回は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を今回の議題の中で検討いただく案に入れさせていただいております。各学校、地域の中で、この問題についてしっかりと取り組んでいかなければいけない問題であると思ひますし、それぞれの市民の皆さん一人一人の生き方が尊重される社会をしっかりと作っていかねばいけないということで、市としてもぜひ導入をしたいということで、今回皆様方からの意見を伺うものとなっております。そうした中で、皆様方からの奇譚のないご意見いただきながら、より良い施策となるように、当事者の方にとって必要な施策となるように、ぜひ多角的な観点から、ご支援、ご議論をいただきながら、中身についてしっかりと詰めさせていただきたいと思っております。今日それ以外にも男女共同参画プランについての資料もあると伺っております。私たちそれぞれ、地域の当事者の皆様方から意見をいただきながらその思いを形にしていくということが、一番であるという風に思っておりますし、皆様方はそれぞれの代表ということで、皆様方からの意見がやはり地域の皆様方と、各団体の皆様方の意見を反映していただく場であると思っておりますので、皆様方からいただくご意見しっかりと受けとめさせていただいて、制度を作っていくプランを作っていく中には、取り組みの中にしっかりと組み込ませていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思ひます。最後になりますが、皆様方からの活発なご意見いただき、有意義な会となりますことを心からご期待を申し上げまして、簡単になりますが、冒頭にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民協働部次長：ありがとうございました。なお、市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

～市長退席～

○市民協働部次長：続きまして新しく委員になられた方もお見えになりますので各委員の皆様から簡単で結構でございますので自己紹介の方をお願いしたいと思います。会議の資料にあります委員名簿の順番をお願いしたいと思います。初めに田代委員からよろしくお願ひします。

○田代委員：委員の皆様おはようございます。東海学園大学経営学部で教授を務めております田代景子と申します。このみよし市男女共同参画審議会の方は、会長を務めさせていただいて4年目になっております。ひとつ区切りを迎えている時期なのかなというふうに思っておりますが、今年度は、今日も含めまして、3回の審議会というのが予定されているとお聞きしております。今年度、しっかり努めていきたいと考えておりますので、皆様方のご協力、何卒よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員：おはようございます。今回からお仲間に加わらせていただきます明知下区長ということで区長会の代表ということではございますけれども、明知下行政区は、みよし市の25行政区の中の17番目の小さい行政区ですから、住んでみえる方々も、敬老会の関係で調べたところ、3割ぐらいが70歳以上という高齢化率の高い地域でありまして、この男女共同参画や、トランスジェンダーとか言ってもなかなか会話がでない地域だと思いますが、私も知識がなかなか無くて申し訳ないですが、少しでもご意見をいただきながら、自分の地域に帰っても、みよし市のためにも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○岡本委員：失礼いたします。みよし市小中学校校長会を代表しまして、北中学校で校長をしております岡本信一郎と申します。よろしくお願ひします。午前中、運営会議といって学校の各主任とか、4役で、9月のことを話し合っていたんですがその中に、後期の生徒会役員の男女の分けをどうしようとか、ちょうどタイムリーな話題になってまして、もう男女分けいらんやないんじゃないかとか、後、私は校長会の生徒指導の担当をしておりまして、令和6年もしくは令和7年から第3の制服の検討の窓口として、いわゆるジェンダーとか、いろんな多様性とか、様々な理由から、今の詰め襟の制服とセーラー服だけではなくて、女性が、スラックスズボンとか、そういった選択肢を一つ増やすような、そのような検討も始めさせていただいております。また、いろんなところで意見が言えればいいかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○宇賀神委員：民生児童委員の宇賀神光行と申します。岡本先生が北中学校で、私の担当も北中校区の担当です。よろしくお願ひします。

○久野委員：失礼します。JAあいち豊田女性部三好支部の支部長させていただきます久野です。本業は保育士ですが、女性部ということで、いろんな活動をしております。先日、みよし市青少年の主張がサンアートでありまして、時間がありましたらどうぞとのご案内をいただきましたので参加しましたら、親戚の子と同姓同名で、どこ

の小学校、あら、これも一緒。知っている子だなんて、いろんなところの出会いがあって、いろんなところに参加していくと、自分に対しても育ててもらえる場があるなど思っております。今日は皆さんの意見も自分のものにして帰りたいなと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○酒井委員：こんにちは。みよし市商工会女性部の方よりお役をいただきまして、参加させていただきまして。今年で田代会長と一緒に参加回数ですが、昨年、男女共同参画川柳のファイルをいただきまして、今のお子さんはなんて素晴らしい。たぶんご家庭で考えられている方もみえると思うのですが、自分の子供が中学生の時にこんな宿題を与えられたら困っちゃうって思っていた自分を恥じながら、時が過ぎ、今こうやって関わらせていただきまして、前向きに参加して勉強させていただくという立場で、一緒に学んでいけたらと思っております。よろしくお願い致します。

○岡本委員：おはようございます。公募委員の明知上の岡本和子です。いろいろ自分では難しい問題でも皆様のご意見を参考にさせていただいて、地域に帰ってまたいろんな方と話していけたらいいなと思致します。よろしくお願い致します。

○市民協働部次長：ありがとうございました。それでは続きまして、事務局を簡単に紹介させていただきます。男女共同参画を推進する担当課が市民協働部の協働推進課になります。
初めに、市民協働部部長の岡田でございます。

○市民協働部長：皆さんこんにちは。市民協働部部長の岡田と申します。1年間どうぞよろしくお願い致します。

○市民協働部次長：それでは、協働推進課のメンバーを私の方から紹介をさせていただきます。協働推進課の副主幹の瀧元でございます。続きまして主任主査の伊豆原でございます。最後に主事の農崎でございます。最後に私市民協働部次長兼協働推進課長の山田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは議事に入りたいと思います。副会長の選出について皆様方にお諮りしたいと思います。昨年度まで副会長に就任していただきました区長会代表の野々山久照委員が退任ということでございます。事務局といたしましては、本年度、その後任といたしまして区長会から推薦のございました伊藤欽治様に副会長に就任していただいたと考えておりますけれども、皆様方、いかがでございましょうか。

○宇賀神委員：意義なし

○市民協働部次長：ありがとうございます。ただいま、異議なし等のご発言をいただきました。
皆様にお諮りしたいと思います。伊藤委員を副会長にすることに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

～一同挙手により賛成～

○市民協働部次長：ありがとうございました。全員賛成ということで

ございますので伊藤委員には副会長にご就任をいただくということでもよろしく願いをいたします。伊藤委員につきましては副会長席に移動をお願いいたします。

～副会長 席移動～

○市民協働部次長：それでは次第に沿いまして議事に入らせていただきます。みよし市男女共同参画審議会要綱第4条第1項によりまして、議長は会長が務めるということになっておりますので、以後、会議の取り回しにつきましては、田代会長をお願いしたいと思います。田代会長よろしく願いいたします。

○田代議長：それでは議題に入ります前に、会議の成立の報告をさせていただきます。本日の出席委員は7名で審議会定数の2分の1以上の出席をちょうだいしております。要綱第4条第2項の規定により、本会議は成立いたしておりますので、ご報告させていただきます。なお正午頃までには会議を終了したいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

それでは議題の1といたしまして、「みよし市男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023の改定スケジュール」につきまして、事務局より説明をお願い申し上げます。

○協働推進課主任主査：失礼します。協働推進課の伊豆原です。よろしく申し上げます。まず、配布資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料は、次第、審議会委員名簿、資料No.1「みよし男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023改定スケジュール」、資料No.2「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について」、参考資料として「みよし男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023」概要版になります。今年度、交代委員の方へは、加えて「みよし男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023」の冊子を加えて送付させていただいております。送付させていただきました配布物は以上となります。ご確認ください。

それでは、議題1の「みよし男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023改定スケジュール」についてご説明させていただきます。初めに、概要版を使いまして、「みよし男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023」について、改めてですが、ご説明させていただきます。表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

プラン策定の趣旨及び推進期間ですが、男女共同参画社会の実現は、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の中で、21世紀の我が国の再重要課題と位置付けられていまして、さらに、国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しています。みよし市においては、平成14年度に、計画期間を平成15年度から平成19年度までの5か年とした「みよし男女共同参画プラン「パートナー」」を初めて策定し、その後、5年毎にプランの見直しを行ってきまして、現在に至っております。また、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって、協働のもと、性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、平成27年4月1日に「みよし市男女共同参画推進条例」を制定し、平成31年4月に現行プランの「みよし男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023」を策定し、各種施策を実施してきているところです。この計画の推進期間は、平成

31年（令和元年）度の2019年度から令和5年度の2023年度までの5年間となっています。このプランの性格・位置付けは、「男女共同参画社会基本法」及び「みよし市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画で、国の「第4次男女共同参画基本計画」や、愛知県の「あいち男女共同参加プラン2020」との整合性を図っています。また、プランの中の、基本目標Ⅲの方針3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画、そして、基本目標Ⅱ及び基本目標Ⅲを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村基本計画としてそれぞれ位置づけています。2ページに移ります。プランの基本理念は、「第2次みよし市総合計画」に示されています。本市の将来像、「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」の実現に向け、「男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられること」を始めとした「みよし市男女共同参画推進条例」に掲げています4つの項目をプランの基本理念として、施策の展開をしてきています。プランの体系は、4つの基本目標、その目標ごとに、合わせて12の方針を定めており、ページをめくっていただき、4ページから5ページにかけて、プランの内容が、それぞれ示されています。また、6ページや7ページに、数値目標として、重点目標や成果目標の数値目標を示し、その目標達成に向けて、各担当課において、施策を実施しているところです。今までご説明してきたこの「みよし男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023」が来年度の令和5年度・2023年度で、プラン推進期間が終了することから、見直しに入って参ります。

次に、会議資料として送付いたしました、資料No.1「みよし男女共同参画プラン「2019-2023」改定スケジュール」をご覧ください。今後のスケジュールにつきまして、令和4年度・2022年度と令和5年度・2023年度のスケジュールを示しています。この資料に沿ってご説明いたします。令和4年度は、現プランの見直しに向け、男女共同参画に対する市民の意識及びニーズを把握し、次期プランの基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施していきます。初めに、今年度の審議会の開催ですが、本日を入れまして3回を予定しております。表の見方として、済んだものを黒丸に変えていきます。今年度の第1回目の審議会が本日8月1日ですので黒丸になっています。今後の予定は白丸となっています。次回の第2回の予定を9月5日（月曜日）としております。時間は本日と同じ午前10時30分から、場所も本日と同じ研修室1・2・3としていますので、ご予約をお願いします。追って、会議開催の通知を发出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。第3回は年明け2月を予定しています。

表の中、審議会の開催から以下については、アンケート調査について示しています。

アンケート調査票の項目についてですが、男女共同参画社会全般に対する市民の意向の変化が把握できるような内容であり、アンケートの継続性のためにも、前回のアンケート調査の項目を生かしつつ、男女共同参画の社会情勢の変化などを踏まえた項目の見直しを今行っているところです。第2回の審議会において、アンケート調査項目や実施内容についてご審議いただいた後、アンケート調査を実施していきます。調査の回答は、調査表に記載し返送していただく従来からある郵送方法と、専用Web回答用入力フォームに入力して回答していただくWeb方式の2つを併用し、回答率の向上を目指していきます。

アンケート調査実施についての詳細は、第2回の審議会でご説明させていただきます。アンケート回答の回収後は、集計と分析を行い、取りまとめる報告書（案）について、今年度第3回の審議会でご審議いただきます。ご審議いただいた後、印刷・製本、公表をしていきます。皆様にお引き受けいただいています、この男女共同参画審議会委員の委嘱は、今年度末の令和5年3月31日までです。来年度の令和5年度には新たな委員委嘱となりますが、プランの改定スケジュールですので、このまま説明を続けます。

令和5年度に移ります。令和5年度は、今年度の令和4年度に行ったアンケート調査の結果を基礎資料として、男女共同参画の社会情勢の変化などを踏まえ、また、国や県の男女共同参画に関する最新計画との整合性を図りながら、みよし市の現プランの内容の見直しを図る改定版の策定をしていきます。策定に当たっては、まず、市組織の中で、市民協働部長を委員長とし、関係部署の部長を委員とした「みよし男女共同参画プラン改定調整委員会」を審議会前に開催し、改定に必要な調整を行い、その時点での市としての考え方を取りまとめ、それを審議会に提案し、ご審議をお願いいたします。委員会や令和5年度の審議会は、今年度と同様に年3回を予定しています。ご審議していただく内容ですが、第1回では、現プランの施策の進捗状況の確認を行いながら、次期プランの施策の体系化、プラン骨子、見直しのポイントについて、第2回では、次期プラン原案、第3回ではパブリックコメントの結果、次期プラン最終原稿案について、それぞれご審議いただきまして、パブリックコメントの結果の公表、最終案の修正を行った上で、新プランの策定としていく予定です。以上で、「みよし男女共同参画プラン「パートナー」2019-2023」改定スケジュールの説明を終わります。

○田代議長：事務局ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に関しましてご質問やご意見がありましたら、ご意見いただきたいと思えます。岡本委員、何かございますか。

○岡本委員：膨大な資料を見ながら、今、スケジュールの説明がありましたが、間違っていたらごめんなさい。改定をしていくにあたり、世の中の情勢とか、あと、みよし市の中でも、たくさん変更したところとかありますよね。そういったところも当然書いてこの中に盛り込んでいく。例えばこれを作った時が、2019年ですよ。この時ってサンライブって出来ていましたか。出来たのは2020年ぐらいでしたかね。

○市民協働部長：2018年です。

○岡本委員：例えばこのパートナーの冊子の25ページに、図書館資料による教育学習活動の充実だったり、視聴覚ライブラリーの充実とか、こういった男女共同参画に関する図書館、図書館資料の充実とか、視聴覚資料の充実とか、例えばサンライブにこういったコーナーを作るとか、サンライブじゃなくても、サンアートとか、みよし市のいろんな施設の中に、このようなものというのも含めたことをいろいろ盛り込んでいけるといいなと思えます。スケジュールに関しては全然これでいいと思いますが、こうやって書いてあるけどなかなか大変な作業だなと思う。ちょっと細かいことは言えずで、すみませんが感想です。

○田代議長：はい。ありがとうございます。宇賀神委員、何かもしご

ございましたら、なければ結構です。

○宇賀神委員：今年度の計画でアンケート調査がありますよね。アンケート調査の対象、誰にアンケートを書いてもらうのかとかはどうなっていますか。

○協働推進課主任主査：次の第2回審議会で説明させていただく予定をしていたのですが、市民の無作為抽出1,000人の方に対してアンケート調査を行っていく予定です。

○宇賀神委員：無作為抽出の1,000人で、どのぐらいの回答が期待できるのだろうか。今までのいろんなパブリックコメントとかもやっていると思うが、その関係でいくと、どのぐらいの回答が期待できるのか。

○協働推進課主任主査：今資料を準備しておりませんので正確な数字ではありませんが、前回のアンケートの回収率が4分の1程度だったのではないかと思います。

○田代議長：1割でも戻ってくれば良いとの意見もあります。

○宇賀神委員：はい。分かりました。後もう一つ、毎年、進行状況をチェックしたりすると全然進んでない項目とかがありますが、今回はアンケート調査ですが、事務局側として、この3年間、毎年やってたけど、進展しない項目は、これはちょっと無理な計画となっていたから止めようとか、そういうのを今年度されるという理解でいいですか。

○協働推進課主任主査：その様なことは来年度に改定作業を行っていく段階で検討に入れていく形になります。今年度はアンケートの実施となります。

○田代議長：はい。ありがとうございます。アンケート調査につきましては、来月の審議会でも、また詳しくご説明いただきたいと思っております。

○田代議長：それでは、久野委員いかがでしょうか。もし何かご質問ありましたらお願いいたします。

○久野委員：はい。24ページの中にあります保育関係者に対する研修の実施というところがやはり気になりました。質問でも、保育関係はちょっと全然関係ないのですが、私もトヨタの方の職員を退職しておりますけれども、関わらせてもらっていた時に、やはり保育の中でも、この不適切な保育の排除ということは今すごく気にして保育をしております。私も去年までは男性の保育士の研修係もやっておりました。やはり男性の保育士とか女性の保育士とか、その冠を取って、もう保育者としてどうなのだろうかっていうことも含めて、ここでは実際にこういう風に話題を出せますが、そういうところの現場がどうなっているのだろうかというのが、私の中では少しファジーなところなんです。これは子育て支援関係の質問なのですが、それがどこまで保育の現場で適正にやっただいているのかなという保育士としての立場が気になってくる時があります。だからそういう細かいところもまた考えていき、声を吸い上げていただけたらなっていることを思いました。

○田代議長：はい。ありがとうございます。まとめて後で事務局にお伺いしますが、酒井委員、いかがでしょうかもし何かありましたら、なければ結構です。

○酒井委員：特にありません。

○田代議長：岡本委員、いかがでしょうか。

○岡本委員：特にありません。

○田代議長：事務局の方、今、久野委員からご指摘いただいた件について、もしコメントありましたらちょうだいしますが、なければ、これで終了させていただきます。

○市民協働部次長：今言われていました保育士さんの件につきましても今まで昨年もそうですけど、現在のプランの「パートナー」の中で、今の保育士さんの問題も含めて、先ほどの生涯学習の関係も含めて、今努めてる施策がどれ位進んでいるのかということは、次回の9月の時に振り返りということで今の実績と今後の見通しのお示しを審議会でさせていただく予定であります。

来年度、今のプランの改定を行っていきます。今の施策の進捗状況やアンケート調査の結果も踏まえて、新しい計画の中にどのように盛り込んでいくかを、また来年度お示しをさせていただき、審議会の審議委員の皆様にご審議をいただいて、より良い計画を作っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○田代議長：はい。ありがとうございます。久野委員、またその時にはご教示をお願いいたしたいと思っております。それでは、議題1につきましましてはここまでとさせていただきます。ここからは、次の議題に移らせていただきます。続きまして、議題の2、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度につきましまして、事務局よりご説明いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○協働推進課主任主査： それでは、議題2のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入についてご説明させていただきます。現在、市長が本年度の市政方針で掲げます重点7項目の1つに「みよしの未来を切り拓くビジョンづくり」がございます。その中で、誰もが一人の人間として、性別にとらわれず人格や個性が尊重される社会を実現するため、性的指向や性自認の多様性について尊重し認め合う「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入を進めていくとしており、現在10月1日からの制度開始に向けて、準備を進めているところであります。この制度は、2015年、平成27年11月5日に渋谷区が日本で初めて制度導入し、後で、ご説明しますが愛知県内でも導入している自治体があり、全国の最新情報では7月1日までに224の自治体で導入されています。制度を既に導入しています愛知県の先行自治体を中心に、一部他のところも参考としながら、みよし市でのこの制度の導入について、検討を進めて参りました。この度、この制度導入について、みよし市の案がまとまりましたので、審議会の委員の皆様にご説明させていただくとともに、御意見を頂戴できればと思ひ、審議会の議題とさせていただきますので、よろしくお願

いたします。会議資料として送付しました、資料No.2「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について」をご覧ください。ここからは、座って説明をさせていただきます。資料に沿って説明をしていきます。制度の説明となりますので、省略が少なく、この資料を読んでいくことが多くなりますが、ご容赦いただければと存じます。この制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束すると宣誓した宣誓書を市へ提出し、市が受理したとして、宣誓書受理証明書等の交付をしていく制度です。お二人のほか、家族として暮らしている子供などがいる場合、その子供を含む家族の関係性を届出していただくことで、宣誓受理の証明に加えていきます。この制度では、婚姻制度とは異なり、法律上の効果（相続、税金の控除等）は生じませんが、市の施策の推進にあたりまして、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にあるものに十分に配慮していくとともに、多様な性を認める社会の実現に向けて、市民、事業者及び団体への情報提供に努めていきます。1の(1)、制度の概要についてです。双方又はいずれか一方が性的マイノリティの方が、宣誓書を提出した場合、宣誓書受理証明書等の交付①をします。また、宣誓書提出時に既に公正証書等を交わしている場合や日常生活に必要なサービスを受けるために、公正証書等を交わす必要がある場合で、公正証書等に係る受理証明書を希望する場合には①に加えて、公正証書等受理証明書の交付②をします。なお、②の公正証書等受理証明書の交付申請は、①の宣誓書受理証明書等の交付を受けた後に、別に申請することも可能となっています。①の宣誓書受理証明は、紙とカードの両方を交付していきます。また、双方又は一方の未成年の子を始めとした近親者をファミリーシップの関係にある者として宣誓する場合も特記事項に記載していきます。②の公正証書等受理証明書は、当事者双方が他方当事者に対して有する権利・義務を規定した当事者間の法律行為、その他の私法上権利に関する事項について作成した文書を公証人が公的に証明する公正証書などを作成している場合で、その公正証書などを受理証明申請書と一緒に提出した場合には、公正証書受理証明書を交付します。繰り返しになりますが、②の公正証書等受理証明書は、①の宣誓書受理証明書の交付を受けた者が、①に加えて②の交付を希望する場合において、交付するものとなります。重要な書類である公正証書を普段持ち歩いたりすることがないと思います。ただ、このような公正証書等を結んでいる二人として、結んでいる項目を一覧とした公正証書等受理証明書を交付することで、当事者の利便性の向上につなげていきたいと考えています。この項目は、愛知県内の先行自治体では導入がありませんが、三重県で導入されていて、みよし市としても、当事者の利便性につながることをとしまして、制度を整備していくにあたり、加えることとしました。(2)の宣誓をすることができる者の要件です。資料にあります①から⑥のいずれにも該当する者となります。①の双方が成年に達していること。を始め、記載されています6点を宣誓要件としています。(3)の受理証明書等の返還についてです。この制度において、受理証明書等の交付を受けた者たちが、①双方の意思、または一方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき、を始め、この4つの状況となった場合には、返還の手続きをしていただきます。この制度開始は、令和4年10月1日を予定しています。次に、愛知県内の自治体の導入状況があります。ここで資料の訂正を2点お願いします。資料では、愛知県内

自治体の導入状況として、現在10市と記載していますが、資料を委員の皆さまに送付した後に、豊川市が先月の7月1日から「パートナーシップ制度」を開始していたことが分かりました。ですので、現在10市との記載を11市に訂正いただき、その下、(1)パートナーシップ制度の記載・一番右の田原市の後に豊川市の記入をお願いします。それでは、改めまして、愛知県内の自治体の導入状況であります。今訂正いただきましたが、現在、愛知県内では11市が先行して、この制度の導入を行っています。(1)パートナーシップ制度の導入は、愛知県で最初にこの制度を導入した西尾市を始めとし、8市。パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入をしているのは、豊田市、岡崎市、春日井市の3市となります。そして、今つかんでいる情報ですが、一宮市が9月1日から、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入することです。ですので、みよし市は、県内では13番目となりますが、パートナーシップだけでなく、ファミリーシップも対象とした制度導入では、5番目となります。4の制度導入に伴いまして、現在提供できる予定の市の行政サービスです。長寿介護課において、要介護認定の代行申請ができる。子育て支援課において、保育所等の入園申込み、送迎、保育料の算定等ができる。健康推進課において、妊婦が来所できない場合の配偶者と同様の代理申請ができる。市民病院において、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある者に対する入院面会や診療説明が受けられるようになる。都市計画課において、市営住宅の入居申請等が出来るようになる。こちらは、条例などの改正が必要となります。現在、9月議会で提案していきますよう準備を進めていただいているところです。病院での入院面会や診療説明については、医療機関が「家族」というものをどういう人であると位置づけていくか、となりますが、まだまだ医療機関においては、パートナーシップの関係にあるものを家族としてはみない医療機関もある、と次に説明していきます関係団体のNPO法人の方からも聞いているところです。そのような中で、今回、市がこの制度を導入して、パートナーシップの関係を認めていくのであれば、みよし市民病院としても家族として認めていきたいと非常に前向きな回答をいただきました。また、都市計画課においても、衣食住の「住」の部分として、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある者の市営住宅の入居申請ができるように、と準備を進めていただいているところでもあります。次に、5の関係団体からの意見です。性的マイノリティの方の人権に関する出張授業や研修事業など事業として展開していますNPO法人に、この案で制度導入をしていくことについて説明し、ご意見を伺ったところ、次の2点、1点目、この制度においては、制度導入後の実績の有無で評価をしていくのではなく、本制度を自治体が導入することにより、性的マイノリティ当事者の精神的安定につながり、また社会的承認の向上が図られていることが大変重要である。2点目、みよし市が、性の多様性を認めることを意思表示することで、性的マイノリティの当事者に対する理解が進むきっかけとなる。そのようなことに期待します。と評価をいただくとともに、この制度を広く周知して、市全体で性的マイノリティの存在について認め、地域の一員として受け入れる環境づくりに努めてもらいたい、との意見をいただきました。市としては、制度を開始することについて、10月の広報に掲載していくとともに、市のホームページでも制度内容について掲載を行っていきます。制度導入後も、この制度について、本市全体に理解が進むよう、趣旨などを含め制度の周知・啓発に努めていきます。また、5の関係

団体からの意見の2行目終わりから。団体からの意見として記載しています、市全体で性的マイノリティの存在を認め、地域の一員として受け入れる環境づくりですが、この意見を聞きましたNPO法人を講師にお招きしまして、昨年度に、市民向けLGBT基礎講座を開催しました。本年度は、この市民向け講座に加えて、別の開催として、三好高校の生徒や、市職員へも受講者の枠を広げて基礎講座を開催していきます。市の職員向けのLGBTを含めた「性の多様性」についての研修は、平成29年から管理職から順番にみよし市は行ってきています、この研修は、今までは講義形式で、聞くことが中心だった研修でしたが、今年度からはグループワーク形式の話し合いを加えた研修も予定しています。そして、LGBTについての啓発冊子も今年度作成し配布する予定をしており、様々な場面から、市全体で理解を深めていただくことができるよう周知に努めて参ります。

以上で、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入についての説明を終わります。

○田代議長：はい。長時間のご説明、ありがとうございました。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についてですが、みよし市さんは、パートナーシップ制度ではなく、ご説明いただいたような理由から、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の方を導入されていくってということをご検討しているということが分かりました。時間ももうかなり迫っておりますけれども、ぜひご参加の委員の皆様、ご質問等ありましたら挙手をいただければと思いますがいかがでしょうか。

○久野委員：グループワーク形式の研修を行っていくというお話がありましたけど、その対象の範囲はどの程度かなと思ひまして、そこがちょっと聞きたいなと思ひます。

○協働推進課主任主査：対象範囲としましては、市の組織内にあります各課の主任主査、主査レベルの方を対象としてグループワーク形式で研修をしていく予定でございます。

○田代議長：他、ご質問はありますでしょうか。宇賀神委員、お願いします。

○宇賀神委員：僕の直感なのですが、導入するサービスはこれぐらいの項目なのかなと。あまり多くないなという感じがしました。資料の右の方の既に愛知県内の導入している各市において行っているところを参考にしてもこれぐらいなのか。それとも他の市ではもっといいことあるんだけど、みよし市として準備するのに時間がかかるので、少し準備に時間をかけて、2～3年後に展開できるような腹づもりのある計画とか。そういうところがどうなのかなと思ひまして。もう一生懸命考えて、これぐらいなのか。以上です。

○協働推進課主任主査：今回、制度の準備をさせていただくに当たりまして、各部局の次長の取りまとめを中心とさせていただきまして、各課でこの制度を導入にするに当たり、提供できる行政サービスの案の調査の方を行わせていただいております。資料を見ていただきますと、パートナーシップ制度を導入している自治体が、先ほど申しましたが市営住宅の入居申請ができる、逆にパートナーシップ制度だけ

のところは、市営住宅の入居申し込み以外あまりそれ以外に制度を使うことがないというふう聞いております。今回、みよし市としてファミリーシップ制度を導入していきますので、それに付随して、いろいろとやれることを今準備してございまして、今回記載させていただいております。今後も引き続き市の行っている行政サービスの中で使えるものがないかという周知をまた随時検討を図っていただくようなことをしていく予定でございます。

○田代議長：宇賀神委員、よろしいでしょうか。

○宇賀神委員：はい。ありがとうございます。

○田代議長：副会長、伊藤委員、もし何かありましたら、お願いいたします。

○伊藤委員：詳しくないので、参考に聞かせてもらいますが、たぶん市長が方針としてやるということ言ったと思いますが、市民の方から検討して欲しいという声が聞こえてきたのが1点と、特にファミリーシップ制度については、個人と市の関係が強いのと思いますが、これ将来的にもやって今の話で広げていっていただければいいと思いますが、どんな制度も一緒ですけど、悪用されないように、そこはしっかりと努めていただいて、後から後悔するようなことはないように。慎重にしていくのも問題かと思いますが、あまり全速力で走ってもらっても心配なものですから。その中で、いいところはどんどん進めていっていただければと思います。以上です。

○田代議長：事務局の方へ、特に今のコメントにお返事ございますか。はい。お願いします。

○市民協働部次長：はい。ありがとうございます。まず市民、こちらにつきましてはパートナーシップ・ファミリーシップにつきましては昨年市長が12月に交代をいたしまして、新しい市長もマニフェストの中でこういうを導入してきますとのお話もございました。ただ市民の声からというところ、市長のリーダーシップでもう早く進めていこうということでこの制度導入は、就任して1年以内、10月開始ですので、スピード感を持ってというような形の中で進めております。今、伊藤委員の方からも市民の声はというようなことがございましたが、提言とかの中で、性に関するお話等は出ておりました。そのようなこともありますし、あと、我々の方が昨年初めてLGBTの市民講座を行いまして、講師としてお招きしたNPO法人の方にいろいろなお話を聞くと、やはりこういう制度があると、当事者としても安心です、というようなお声もあり、そのようなことがきっかけとしてもございまして、今回、10月1日で始めたいというようなこととございまして。後、悪用防止っていうところもありますので、こちらについてはこの制度だけではなくて他の行政がやっておりますいろんな市民サービスに関しては、やはり性善説とか性悪説とかがありますが、いかにこういう制度をとることを、まずは広めていきたいっていうところで、もし悪用があったらというところのご心配もございまして、その辺りはあればまたその都度また改善できるべきところは改善をさせていただきながら、先行自治体もございまして、そちらの方の事例等も

参考にさせていただきながら制度設計しましたので、その悪用という部分についても改善できるべきところがあれば改善をしながら制度の方を進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○田代議長：伊藤委員よろしいでしょうか。他の委員、質問はよろしいでしょうか。

○岡本委員：すいません。間違っていたらいけません、学校の立場からお話をさせていただきますと、まず2点お聞きしたいのですが、1つは、このパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についての宣誓書の受理をする、受け付ける窓口は、まず市民協働部でよろしいでしょうかということと、審査というか受理をするに当たり、その方とのパートナーであるということについて、受理をする上での審査基準はどういうふうに詰めていくのかということと、もう1つは、先ほど区長さんが言われたように、学校側からしますと、学校教育がどのように関わっているのか分からないが、たとえ、保護者であっても、例えば虐待との関係で、今から迎えに行きたいと保護者が言っても、簡単に渡せない時があります。例えば離婚調停、離婚の協議中だとか、いくらお父さんから電話があっても、今から迎えに行くからと言われても、絶対に渡せられない。じゃあ逆に、お母さんから電話あって、今から迎えに行くから。そういった時に、このパートナーであるから証明書もあるしカードもあるから、今から迎えに行くんだよって言われた時に、どうやって判断したらいいのかなど。関係が良い時はいいですよ。そのパートナーとの問題を抱えているような時に、その受理カードを持っているからと言われても、問題を抱えているとかいうような情報がないと。子育て支援課が関わっていたりすると、その情報は学校教育課にも入ってきますので、その判断をする際に、学校側としては管理職としては、非常に判断が難しいというか、そういったところも今後ちょっと他市町の取り組みを参考に詰めていかないと。これ学校側の職員にも説明が必要になってくるのかなと、今思いついて言いましたが、すいません。

○協働推進課主任主査：はい。審査基準についてですが、婚姻届を出す時に、そういう審査というものはないと思います。今回宣誓制度という形になりますので、協働推進課の方でこの制度を始めました後に受け付けをしていきますが、宣誓をしていただく際に宣誓者に宣誓していただく内容についてチェックをしていただく形になりますが、それが宣誓要件のところに書かれているようなところの部分になっていまして、その2人の関係性を示すものというのは、やはりご自身たちのそういう関係ですというような宣誓の方が、基準という形になってきます。先ほど岡本委員の方がおっしゃっていただきました学校としての保護者の問題は、こちらの方はやはり学校教育課の方としっかり詰めていく内容であるというふうに事務局としても考えているところでございます。以上です。

○市民協働部次長：はい。補足ではないですけど先生がご心配という向きが非常によくわかります。DVだとか虐待ということになりますと、これ、今で言う、男女の夫婦間でも問題がありますし、それをどのように把握していくのかということでもございますので、特に学校

側になりますと子供さんというところがございますので、パートナーだけではあっても、やはりそういった虐待の問題はあろうかと思えますし、ファミリーシップということでお子さんもファミリーということで登録をしていただくというところがありますので、そのあたりそういったようなケース出てくれば当然その方が、保育園の子なのか小学校の子なのかというようにところもございますのでそこはまた子育て支援課等にも、情報提供はさせていただき、学校であれば学校の方にも情報提供させていただきという中で、当然、通常の家族でもそういった問題ありますので、その辺りはまた情報共有しながら、同様な形で対応していかなければならないのかなというふうには、事務局では考えております。まだ始めるところであります、そういったケース出てくる可能性も、今後心配がありますので、その辺り子育て支援課、また教育委員会とも情報共有を図りながら、通常のご家族と同じような形で、情報共有して対応を練っていかねばいけないのかなというふうには考えております。

○田代議長：他の委員の皆様よろしいでしょうか。それでは本日の議題は以上で終了とさせていただきます。その他事項としまして、事務局よりご説明等ありましたらお願いいたします。

○協働推進課主任主査：はい。本日、机上で配布させていただきますイクボス宣言についてでございます。みよし市は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けまして、すべての職員が希望通りに働き、また、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境整備をすることにより、仕事と生活の両立が図れるように取り組んできております。これらの施策実施に加えまして、市長、副市長、教育長の特別職及び管理職一人一人が、すべての職員の多様な生き方に理解と配慮を示しまして、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け主体的に取り組む安心して働き続けられる環境づくりをより一層進めていくために、その取り組みを市全体で推進するため、イクボス宣言を実施していきますことを予定しております。「イクボス宣言」とは、職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指しております。「イクボス宣言」とは、管理職自ら「イクボスを目指していくこと」を宣言することを指しています。イクボス宣言の実施内容につきましては、市長、副市長、教育長、管理職がイクボス宣言を実施します。その後、今後となっていきますが、市内事業者への市の取り組みの周知啓発及びイクボス宣言の実施提案などを進めていくことを予定しております。今後の実施スケジュールの予定ですが、11月に管理職対象のイクボス研修を行った後に、イクボス宣言。令和5年度以降に、市内事業所向けイクボス講演会、共同宣言の実施の方を準備していく予定です。こちらの方は、今回まだ、実施スケジュールの予定となっております。また、固まって参りましたら、審議会の皆様の方にご報告をさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○田代議長：はい。事務局からのご説明いただきました。また、今後、進行状況など、お伝えいただければと考えております。よろしくお願い申し上げます。

それでは以上もちまして本日予定しておりました議事はすべて終了となりました。慎重で、活発なご審議を賜りまして、誠にありがとう

ございました。これにて本日の議長の職を各々させていただきたいと思っておりますので、この後は事務局にお願いしたいと思っております。

○市民協働部次長：田代会長、ありがとうございました。本日皆様方から貴重なご意見をたくさんいただきました。大変ありがとうございました。皆様方からいただきましたご意見等を参考とさせていただきながら、今後のパートナーの改定、それからパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について進めて参りたいと思っております。今後も本市の男女共同参画行政にご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

次回の審議会でございますが、先ほどもお話させていただきましたように9月5日の月曜日、午前10時半から、会場はこちらの会場で予定させていただいております。また資料、それから開催通知も準備ができ次第発送を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で、令和4年度第1回みよし市男女共同参画審議会を閉会したいと思います。閉会に当たりまして礼の交換をしたいと存じますので恐れ入りますが、ご起立の方お願ひいたします。一同、礼。

～一同起立、礼～

ありがとうございました。お帰りの際は交通事故に十分気をつけていただきますようよろしくお願ひいたします。本日は、ありがとうございました。お疲れ様でした。